

社会福祉法人 相生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相生会（以下「当法人」という。）定款第8条、第21条及び第23条の規程に基づき、役員（理事及び監事）、相談役及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 相談役とは、定款第23条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬（賞与、退職慰労金を含む）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 相談役 報酬
- (4) 評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 5 この法人の常勤の理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。
- 6 非常勤の役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤手当支給細則に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張研修旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 常勤の役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日又は金融機関休業日にあたる場合は、順次繰り上げて支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員の報酬は、該当月の出席及び出勤等に係る額を翌月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日又は金融機関休業日にあたる場合は、順次繰り上げて支給する。
 - 3 旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めることができるものとする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

改正 令和2年11月30日

改正 令和6年 6月22日

別表 1（評議員の報酬）

内容	報酬額
評議員会への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円

別表 2（常勤理事の報酬等）

(1) 月額報酬

役職名	報酬額
理事長	月額 700,000 円
業務執行理事	月額 500,000 円
理事	月額 400,000 円

(2) 賞与 なし

(3) 退職慰労金 なし

別表 3（非常勤役員の報酬）

(1) 理事長

月額	200,000 円
----	-----------

(2) 理事

内容	報酬額
理事会への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(3) 監事

内容	報酬額
監事監査等への出席	日額 5,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(4) 相談役

内容	報酬額
理事会、評議員会等会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円